

はじめに—自立と共生のための人権思想

岩手県陸前高田市で現在（2014年11月28日現在）策定中の『2015年度—2017年度第4期陸前高田市障がい者福祉計画・第4期陸前高田市障がい福祉計画（草案）』の鏡文に下記のような「この計画に込めた思い」（仮題）を入れることになった⁽¹⁾。

本市は、「ノーマライゼーションという言葉の知らないまちづくり」を目標に、本計画の策定を機に、共生の社会の実現に向けて、市民一人ひとりへの「障がいへの理解」を促進し、「ともに生きる」「差別のない」「平等な」まちづくりに向け努めてまいります。

そのために、私たちは、次のようなまちづくりをめざします。

- 1 「差別」されることなく、誰もが「自分を大切に」にし、「必要とされている」と実感できるまちづくり。
- 2 誰もが、権利・義務・利益・負担を共有できるまちづくり。
- 3 おたがいに、たすけあえるまちづくり。
- 4 誰もが、社会参加し、社会貢献できる、幸福を実感できるまちづくり。

「この計画に込めた思い」（仮題）が目指していたのは、「ノーマライゼーション」の具現化であり、人としての権利が擁護され、誰にとっても住みやすい生きやすい共生社会の実現であった。共生社会実現への思いを「ノーマライゼーションという言葉の知らないまちづくり」という表現に託して策定しているのが陸前高田市の「計画」であった⁽²⁾。

このような「思い」を「計画」の中に意識的に盛り込もうとしているのには理由があった。それは、未だ共生社会が実現できておらず、手を携え互いを思いやることを目指す共生社会とは逆の「権利侵害」が社会の至る所で（利用者の権利を

最も大切にしなければならない福祉現場でも）引き起こされてきた実態があったからである。

例えば、過去には「夜、尿をもらしたとき朝まで裸にされて、放置された。理由がないのに御前なんか死んじまえと言われた。トイレで緊張したとき、緊張するなど足で体を蹴飛ばされた。居住者のいない部屋に入り、電話やテレビを勝手に使う。トイレを数多くすると、文句を言われる。…」⁽³⁾と枚挙に暇がないほどの権利侵害の実態が示されていた。入所施設のような閉鎖的な環境であればあるほどそれは顕著であった。2009年に新聞で報道されていた「福岡県赤村の障害者支援施設『瑞穂学園』（入所者約60人）で、居室の定員を4人以下と定めた厚生労働省令に違反し、知的障害者10人を1室に入居させていたことが5日、県の立ち入り調査で分かった。県は是正を指導する方針。県によると、約20畳の『リハビリ室』にベッド10台が置かれ、重度知的障害者ら56～81歳の入所者を寝起きさせていた。室内には簡易トイレ3個もあったが、固定された仕切りはなく、カーテンだけで男女共同で使用させていた。」⁽⁴⁾という記事は、そのよい例であろう。

今はこのような「権利侵害」がもうないのかと言えば、そんなことはなく、大なり小なり「権利侵害」や「虐待」の実態が報道されている。そのため、『2015年度—2017年度第4期陸前高田市障がい者福祉計画・第4期陸前高田市障がい福祉計画（草案）』の「地域生活支援事業推進」の中に「権利擁護を推進し、身近な人たちによってなされている暴力・虐待を防ぐために」という項目を新たに設けることになった。以下がその内容である。

暴力や虐待は、被害者に大変深刻な精神的反応を引き起こすことが分かっています。被害に直面した時、被害者は「殺されるのではないか」「ひどい目にあわされる」という強い恐怖を感じます。頭の中が真っ白になってどうしていいのかわからず、凍りついたようになってしまいます。そういう経験をした人は、事件後数週間、数ヵ月の間、

さまざまな精神的反応を引き起こすことがあります。自分がおかしくなってしまったのではないかと不安になる人もいます。学校や福祉施設に通えなくなる人も出てきます。

暴力・虐待被害にあって傷ついている被害者をこれ以上傷つけないためにも、加害者の犯した罪を償わせこのような犯罪が繰り返されないようにするためにも、二次被害（被害者が被害の後に、周囲のさまざまな人の言動によってさらに傷つけられる状態のこと）を防ぐことが大切であり、被害者のためだけでなく市民にとっても大切なことです。

暴力・虐待被害をなくすために、私たちにできることは、「教育・啓発の推進」であり、被害者支援システムを作ることです。自らの偏見に気づくこと、被害者の心の傷に思いを馳せることなど個人レベルでできることもあります。

二次被害のない社会、暴力・虐待のない社会は、誰にとっても安全で幸福な社会の姿です。誰もが信頼しあい、よりよい関係を築けるようになるために、私たちの中にある無理解・無知・差別・偏見意識に気づくことが大切です。当事者同士の学び合い・伝え合いを活用し、支援することも必要となります。ピア・カウンセリングやピア・サポート、本人活動支援も必要となります⁽⁵⁾。

陸前高田市の新『障がい者福祉計画・障がい福祉計画（草案）』の中で「権利擁護」に関する内容を盛り込むことになったのは、社会の至る所で「権利侵害」の実態があるからだと先述したが、実は、筆者に「高邁な意見を述べる人が、実は過去に権利侵害的な言動を行っていた」という投書が寄せられていたからでもあった。2012年10月1日には「障害者虐待防止法」⁽⁶⁾が施行されたが、同法では「虐待」つまり「権利侵害」を引き起こしているのは障害のある人たちの身近にいる「養護者」「使用者」「障害者福祉施設従事者等」だと明示している。障害当事者の身近にいる養護者・支援者たちが加害者となり得る（実際になっている）ことが分かってきており、急ぎ対応策を検討する時期に来ていると思われたからでもあった。

上述したことを念頭に入れ、本稿では、福祉現場で「権利擁護」体制を確立し「意思決定支援」を行うためにどのような考え方にに基づき、どのように物事を整理していったらよいのかを検討するために、まず、「権利擁護・意思決定支援のため

の基本的な枠組み」を考える。次に、ある団体における「権利擁護への取り組み」を学び、さらに、どうしたら「福祉現場で『権利擁護』体制を確立し『意思決定支援』を行っていくことができるのか」を考えていくことにする。

I 権利擁護・意思決定支援のための基本的な枠組み

「権利侵害」を未然に防ぎ、新しい取り組みを模索するためには、そのための基本的な枠組みを用意しておく必要がある。「権利擁護」に役立ち、新しい取り組みを模索し、その結果もたらされる社会を、「意思決定」「権利」という二つのキーワードを使いながら以下に示したい。

横軸に「権利」を取り、右方に行くにしたがって「権利」が「擁護」され、左方に行くにしたがって「権利」が「侵害」されていくと仮定する。また、縦軸に「意思決定」を取り、上方に行くにしたがって「意思決定」が「尊重」され、下方に行くにしたがって「意思決定」が「無視」されていくと仮定する。そうすると、次のような四つの枠組みが出来る（図1参照）。



図1 「権利」と「意思決定」との関係の中で築かれる共生社会モデル

「意思決定」のあり方や「権利」のあり方がどうなるのかによって「社会」のあり方が規定されていくと考えた時、図1の各象限は、次のように整理することができる。

[第Ⅰ象限]

「権利」が「擁護」され、「意思決定」が「尊重」されている時に初めて「権利擁護」と「意思決定支援」に根差した「共生社会」が実現される。

[第Ⅱ象限]

「権利」が「擁護」されていても、「意思決定」が尊重されず「無視」されている時には、他人によって「権利」や「意思決定」が左右される「他律社会」となってしまう。

[第Ⅲ象限]

「意思決定」が「尊重」されていても、「権利」が「侵害」されている場合には、格差が当然とされる「自立社会」を生じさせてしまう。

[第Ⅳ象限]

「権利」が「侵害」され、「意思決定」も「無視」されていけば、「権利擁護」も「意思決定支援」も全くなされない「排他社会」になってしまう。

「排他社会」（第Ⅳ象限）の中で生きることは論外であり、「他律社会」（第Ⅱ象限）で生きることも、サービス格差をもたらす「自立社会」（第Ⅲ象限）で生きることも可能な限り早く脱していく必要がある。私たちが目指すのは、「権利」が「擁護」されると同時に「意思決定」の「支援」がなされ、「共生社会」（第Ⅰ象限）でなければならない。

上記のような基本的な枠組みの下、ある団体の「権利擁護」に関する取り組みを概観し、今後求められるべき「権利擁護」「意思決定支援」への方策を検討していきたいと思う。

Ⅱ A団体における「権利擁護」への取り組みから学ぶ

1. 事の起こり

A団体における権利侵害⁽⁷⁾は、2008年夏のある日に起こった「利用者への虐待事件」だった。「汚れ物を顔にかぶせ、口にテープを貼り、鼻に異物を詰め」、拳句の果てに「その姿を写真に撮り」「仲間に送る」という支援者にあるまじき行為であった。半年後、別の虐待事件で事情聴取を受けていた時に2008年夏の事件が発覚した。

2. 「権利擁護」体制の確立

上記のような権利侵害（虐待）事件に対して、外部の目でチェックを行い、再発防止への「助言」、

「提言」を行うために、「権利擁護委員会」が立ち上げられた。また、現場における不適切な関わりを洗い出し、対処の仕方等を検討するために、下部組織として「権利擁護検討委員会」も立ち上げられた。さらに、障害当事者からなる「権利擁護本人検討委員会」も設けられることになった。その他、直接表には出にくい不適切な対応の実態を現場から届けてもらうために、「目安箱」を設置し、「内部告発制度」も設けることになった。

「権利擁護委員会」では、独自に、「職員へのアンケート調査」や「生活体験」「職員へのインタビュー調査」などを行ってきた。これらの調査は多くの職員の協力を得ることができただけでなく、他の調査を行う必要がない程内容豊かな貴重な調査となっていた。また、各種調査を通して、「権利擁護委員会」の外部チェック機関（助言・提言を含む）としての機能や役割を強化することができた。

3. 各種調査結果からの指摘

A団体の「権利擁護委員会」が行った各種調査からは、福祉現場に共通する様々な問題や課題が浮き彫りになってきた。以下その概要を記してみたい。

- ① 「権利擁護委員会」が実施した利用者支援に関する職員への調査の結果、利用者に対する虐待や不適切な対応が何らかの形で起こっていることが分かった。または、今後起こる可能性も判明した。
- ② 専門的支援と「しつけ」（障害者虐待防止法によると心理的虐待に相当する）の区別が十分ではない職員もいた。
- ③ 以上のような実態や意識を生み出している要因として、「不十分な職場環境」「職員の専門性の欠如」が考えられた。
- ④ 虐待や不適切な対応を防ぐために、「職員同士の情報の共有・意見交換ができる体制づくり」「不適切な対応をした職員の職場環境の改善や職員同士の信頼関係づくり」「研修プログラムの整備・人材育成」を検討し、改善の努力を行っていく必要があると思われた。

上述した問題や課題を少しでも解消するために、「利用者ニーズに沿った支援と福祉サービスの提供」「利用者の権利擁護につながる職員の意識・支援技術の向上」「職員の働きやすい環境の整備」「利用者の人権を尊重した日常生活・活動

の保障」が求められていた。

さらに、「運営のあり方」「組織作り」「支援のあり方」「利用者の生活環境と職員の職場環境の見直し」に関する「提案」がなされていた。

「運営のあり方」への提案とは、利用者本位の支援を行うために、利用者の意見、ニーズを集約する利用者代表委員会を用意するということがあった。また、利用者代表委員会の代表および保護者の代表が理事会、運営委員会に参加できる体制をつくり、組織の運営に参画できるようにするということがあった。さらに、現場職員で構成される権利擁護検討委員会を活性化させ、組織運営に反映できるようにすることであった。

「組織作り」への提案とは、一般職員に範を示せる管理職と一般職員が力を合わせることができるようにするための組織の構築であり、役職者を年功序列ではなく、公募制により抜擢し、施設長も定期的に職員による選挙によって決め、その間の実績を職員が評価するようにすることなどの民主的な組織作りであった。

「支援のあり方」への提案とは、一人ひとりの利用者の可能性を信じて行われる支援で、アセスメントに基づく支援計画、支援計画に基づく支援の実践と振り返り、利用者が元気になるような成功体験の積み重ね、理論的・臨床的な研修、定期的な事例発表や研究発表を行うことであった。

「利用者の生活環境と職員の職場環境の見直し」への提案とは、利用者本位の支援を行うために不可欠なマンパワーの確保、柔軟な職員配置、ボランティア・介護等体験などの積極的導入であり、職員が利用者支援の改善を自発的に取り組むことができる環境とキャリアアップできる人事体制、仕事に夢を抱くことができる環境への転換であった。

Ⅲ 福祉現場で「権利擁護」体制を確立し「意思決定支援」を行うために

ここまで、「権利擁護」と「意思決定支援」との関係や、それらとは真逆の「権利侵害」と「他者決定」（しつけ・指導なども含む）との関係も見てきた。特にA団体で引き起こされた「権利侵害」事件は、度を過ぎた出来事というだけでなく、(重い)障害のある人を見下す「差別」意識がもたらしたものとも言えた。それだけに、組織を挙げて真剣に改善に向けて取り組んできて

いた。A団体はわが国の障害者福祉のモデル施設とも言われてきただけに、A団体で引き起こされた「権利侵害」事件の衝撃は大きかった。モデル団体と見られていたAで「権利侵害」事件が引き起こされたことを考えると、この種の「権利侵害」は、多かれ少なかれ、その大小を問わず、どの福祉現場でも起こっている可能性があると思われた。そして、それはなぜなのか。どう「権利」「侵害」に対処し、どう「権利」を「擁護」していくことができるのか。A団体からの学びを基に、利用者への「権利侵害」を二度と起こさないようにするためにはどうしたらよいかを、図2を基に検討してみたい。

図2のように、各団体が目標とすべき「権利擁護・意思決定支援」（課題1）のために、課題1を支える「虐待防止・危機管理体制」の確立（課題2）・「意思決定支援体制」の確立（課題3）、「サービス向上体制」の確立（課題4）が必要となる。また、組織外から組織全体を見渡し、組織全体に影響を与えることのできる体制とするために、利用者の「権利」が「擁護」されているかどうかをチェックし、必要な提言を行うための「権利擁護体制」の確立（課題5）も必要となる。さらに、組織運営を利用者の立場からチェックし、必要な提言を行い、利用者と共に組織運営を行えるようにするための「当事者参画体制」の確立（課題6）も必要となる。こうした六つの課題に取り組むことによって、確実に「権利擁護・意思決定支援」につながっていくはずである。様々な団体で働く職員の「人材育成」も、このような視点（課題）と課題に向けた取り組みを相互に関連づけ有機的に組み合わせて実行していく必要がある。

以下、各団体に共通に必要な課題1～6に対処可能な「権利擁護・意思決定支援モデル」を図2に基づき説明していく。

課題1：各団体が「目標」とすべき「権利擁護・意思決定支援」を「課題1」とする。課題1は、「権利擁護・意思決定支援」を確立するための「目標」となる。利用者の「人権」を「尊重」し、利用者に寄り添い、思いや願いを受け止め、「自己実現」「エンパワメント」につながるよう、利用者との日々の関わりや「地域参画」（地域づくり・地域活性化・住民の意識改革）との関係の中で実現されなければならない。また、この目標を達成するために、「権利擁護」「意思決定支援」「虐待防止・

危機管理」「サービス向上」「当事者参画」という五つの条件を設定する必要がある。

課題2：課題1（権利擁護・意思決定支援）確立のためには、「虐待防止・危機管理体制」の確立が欠かせない。そこで、「虐待防止」「危機管理」など利用者の権利侵害を回避するための体制づくり（「課題2」）が必要となる。障害者虐待防止法に明示されているように、「虐待」が身近な関係者や事業者などの養護者からなされている実態を考えた時、急ぎ団体内に「虐待防止・危機管理委員会」を設置する必要がある。併せて、「目安箱」を設置し、虐待を発見した内部通報者を擁護することができるような「内部通報者擁護定規」なども用意しておく必要がある。

課題3：課題1（権利擁護・意思決定支援）確立のためには、「意思決定支援体制」の確立が欠かせない。この「意思決定支援」という文言は、障害者総合支援法第1条の2及び第42条⁽⁸⁾の中に見出すことができる。障害者総合支援法の制定・施行により、今後の障害福祉サービスの検討・遂行には、「意思決定支援」を抜きにものを語れなくなってきた。「意思決定支援」は、課題1の「権利擁護・意思決定支援」に直接的に関わるものであり、これから言及する他の課題にも直結していく。

課題の全てに関わる「意思決定支援」を、私たちは、利用者との関わりを通して行っていかなければならない。つまり、「意思決定」を支える人材の育成、そのための体制づくり（課題3）がこれまで以上に急ぎ求められている。課題3の「意思決定支援」のための人材育成は、各団体から委任を受けた「意思決定支援委員会」に託していきたい。利用者の「意思決定」を支えることのできる「人材」が「育成」されることによって、「支援力」が「向上」していくと思われるからである。「意思決定支援委員会」では、「意思決定支援プログラム」の開発と遂行も求められる。

課題4：課題1～3を円滑に、かつ、効果的に進め、効果があがるような取り組みがなされなければならない。また、理事（評議員）から職員に至るまで法令を順守しながら組織をまとめあげ、目標の実現に向け組織体制をしっかりとらせていかなければならない。つまり、「課題4」として、「サービス向上体制」の強化が求められる。

課題5：利用者の「権利侵害」を防ぎ「権利」を「擁護」するためには、外部の目が欠かせない。各団体内だけでの改革では、「なれ合い」になり、「不正行為を見逃したり、抑止できなかったりする構造的欠陥を生み」やすい⁽⁹⁾からである。権利侵害に対する再発防止策を講じ、団体の「権利擁護体制」のチェック・助言・権利擁護に関する提言を行うために、障害当事者を含む外部委員から成る第三者機関としての「権利擁護委員会」を立ち上げる必要がある。この課題を、「課題5」とする。また、この委員会の下部機関として職員から成る「権利擁護検討委員会」も立ち上げる必要がある。「権利擁護検討委員会」では、現場における権利侵害、不適切な関わり、権利侵害と疑われる関わりの洗い出しの作業、対処の仕方等を議論し、「権利擁護委員会」に報告の上、報告事項への指示を仰ぎ、現場から権利侵害を取り除くための取り組みを推進する機能を持つものとする。さらに、各団体に何らかの形で関わっている障害当事者（福祉施設利用者も含む）から成る「利用者権利擁護検討委員会」も立ち上げる必要がある。「利用者権利擁護検討委員会」は、障害当事者の立場から現場で見過ごされがちなる権利侵害と思われる出来事をチェックし、取り除くための取り組みを推進する機能を持つものとする。

課題6：「権利擁護・意思決定支援」実現のために必要な「意思決定支援体制」や「権利擁護体制」の確立、「サービス向上体制」強化のためには、福祉施設を利用している利用者が組織運営に何らかの形で関わる「当事者参画」という新たな課題が欠かせない。この課題を、「課題6」とする。「当事者参画」の必要性は、「障害者権利条約」や「障害者基本法」「障害者総合支援法」にも記されているし、身近なところでは、日本知的障害者福祉協会の「行動規範」⁽¹⁰⁾に「行事や利用者の活動計画には、計画の立案段階から本人が参画できるようにします。」と具体的に盛り込まれている。「当事者参画」は、本来、「行事や利用者の活動計画」だけでなく、「組織運営」や「政策立案」への「参画」にまで拡大される必要がある。しかし、多くの団体には、利用者である「障害当事者」の「組織運営」への「参画」が見られない。一部の部署に利用者自治に関する取り組みがあったとしても、不十分である。「意思決定支援体制」や「権利擁護体制」を確立するためにも「組織運営」へ

の「当事者参画」は欠かせない。「当事者参画」のために、まず、「理事会・評議員会」と対等な権限を有する「利用者代表委員会」を置くことが必要となる。また、「利用者代表委員会」の下には、「権利擁護委員会」（課題5）に対置できる「利用者権利擁護検討委員会」を置き、「虐待防止・危機管理委員会」（課題2）に対置できる「利用者虐待防止・危機管理検討委員会」を置くことも必要になる。さらに、「意思決定支援委員会」（課題

3）に対置できる「利用者意思決定支援検討委員会」を置くことも必要となる。「利用者代表委員会」から「理事会・評議員会」に利用者代表を送り出し、「利用者権利擁護検討委員会」や「利用者虐待防止・危機管理検討委員会」「利用者意思決定支援検討委員会」にも利用者代表を送り出すことができたなら、これまでの支援者中心の組織運営や関わり方は大きな変更を余儀なくされるであろう。

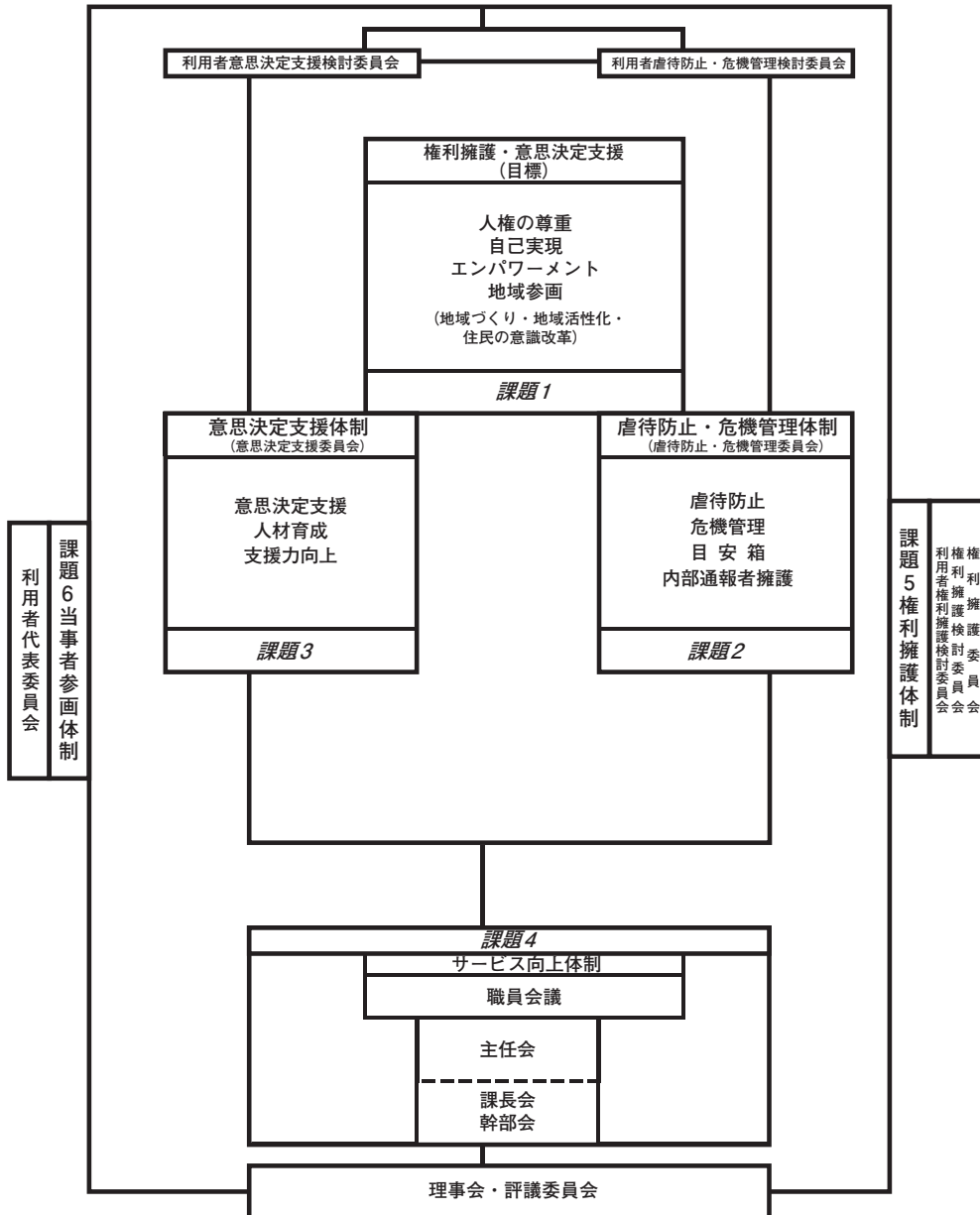


図2 権利擁護・意思決定支援モデル

おわりに

筆者は、2014年3月、立教大学を定年退職し、同年4月より28年振りに福祉現場で働くことになった。この10年余の間に目まぐるしく法制度が変わり、障害者基本法の改正⁽¹¹⁾（2011年7月制定・同年8月施行）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）⁽¹²⁾（2012年6月制定・2013年4月施行）などの新法が立て続けに制定・施行され、表面的な理解しかできずに障害者福祉のあり方を考え、一面的な情報提供をしていることに苛立ちを感じていたからである。確かにこれら新法制度の成り立ちや内容の概要を資料や文献を通して理解はできるものの、実際に福祉現場でどのように法制度が解釈され運用されているのか、法制度では読み取れない複雑なもの（例えば、介護保険サービスへの移行ケースや障害福祉サービスと介護保険サービスの併用ケース等）が厚生労働省通知等どのように示されているのか、各自治体はこれらの複雑なケースをどのように処理しているのか、などが皆目分からなくなってきていた。短い限られた期間になるかもしれないが、もう一度福祉現場に身を置いてみようと思い至ったのである。この判断は間違いではなかったようである。

筆者が身を置いたのは、「基幹相談支援センター」という「地域における相談支援の中核的な役割を担う機関」⁽¹³⁾（障害者総合支援法第77条の2第1項）であった。障害者自立支援法⁽¹⁴⁾（2005年10月制定、2006年4月施行）から障害者総合支援法へと流れる五つの特徴⁽¹⁵⁾（利用者負担の見直し、障害者の範囲及び障害程度区分の見直し、相談支援の充実、障害児支援の強化、地域における自立した生活のための支援の充実）の中の一つである「相談支援」を支える機関で、①総合相談・専門相談、②地域の相談支援体制の強化の取組、③地域移行・地域定着、④権利擁護・虐待防止⁽¹⁶⁾、を担う地域生活支援事業を支える重要な役割を担っていた。地域資源を掘り起こし、そのために各機関のネットワークを作り、地域を点から面に繋いでいく、俯瞰的なものの見方ができる専門機関であった。

本稿は、俯瞰的なものの見方ができる立場から各福祉団体に関わり、関わりを通して気づいたこと、特に、「権利擁護」及び「意思決定支援」に焦点をあてて論じてみた。福祉現場では多くの「権

利侵害」、結果として生じる「虐待」を目にし、耳にもしてきた。もし私たちが「権利侵害」や「虐待」を受けたとしたら、どう受け止め、どう対処していくのだろうか。「権利擁護」と「意思決定支援」を基に取り組みを行っていくためにはどうしていったらよいのだろうか。このような思いから稿を起し、論を進めてきた。しかし、本稿は、「試案」ではない。「試案」は検討・実践・再検討（修正）・再実践等を繰り返して初めて「本案」に仕上がっていく。その意味でも、この「試案」に基づき検討し、実践を試みる団体が出てきてほしいと願っている。

注

- (1) 『2015年度－2017年度第4期陸前高田市障がい者福祉計画・第4期陸前高田市障がい福祉計画』は、2014年12月19日の策定委員会でまとめ上げられ、同日直ちに市に答申した。本稿で取り上げた「鏡文」は、策定委員会細谷一委員長の「この計画に込めた思い」の中に取り込まれ、3分の1を占める障害当事者を含む各委員の「思い」として市に届けられた。
- (2) 陸前高田市の意向で『2012年度－2014年度陸前高田市障がい者福祉計画・第3期陸前高田市障がい福祉計画』の副題として扉を飾った「ノーマライゼーションという言葉のいらない共生社会を目指して」は、「ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくりアクションプラン」の策定を受けて、『2015年度－2017年度第4期陸前高田市障がい者福祉計画・第4期陸前高田市障がい福祉計画』の扉から消え、実質的な内容づくりへと移行していくことになった。
- (3) 1992年秋に副島洋明弁護士によって作成された資料より。副島弁護士は、障害者人権弁護団を結成し、数々の障害者差別、人権侵害の問題に対処してきた。その結果、障害者の人権の問題に関わる弁護士も増えてきた。（参考資料）ある障害者施設の人権侵害の実態－居住者の訴えと事例

1. 理由もないのに御前なんか死んじまえと言われた。
2. トイレで緊張したとき、緊張するなど足で体を蹴飛ばされた。
3. 居住者のいない部屋に入り、電話やテレビを勝手に使う。

4. トイレを数多くすると、文句を言われる。
5. 衣服をきちんと着せてほしいと言っても、文句を言う。
6. 食事のときに騒ぐ居住者の食事を捨てた。最近は何と一緒に食べさせずに後で食べさせる。
7. 太りすぎるからと言って、食事のおかわりや間食をさせない。
8. 入浴の時の介助が乱暴なので注意してもこれは俺のやり方だ、嫌なら入るなど暴言を言う。
9. 尿器で頭を叩かれた。
10. お腹を叩かれて、尿から出血した。

(1992年秋 副島弁護士作成資料より)

- (4) 2009年11月5日付産経新聞「1部屋に10人詰め込む 福岡の障害者支援施設が省令違反」。なお、2014年12月19日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡によると「本年11月25日に厚生労働省において公表いたしました都道府県・市区町村における障害者虐待事例における対応状況等に関する調査では、養護者による障害者虐待が1,764件、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が263件であった結果となり、厚生労働省としても大変重く受け止めているところです。」とある。
- (5) 『2015年度－2017年度第4期陸前高田市障がい者福祉計画・第4期陸前高田市障がい福祉計画素案』（2014年10月19日付）50～51頁に掲載されている。なお、本稿で引用した10月19日付素案は、最終計画（答申）では、「権利擁護支援事業」として6項目にわたる事業内容（104頁）として整理され、本稿引用の文章は削除された。
- (6) 2012年10月1日に施行された「障害者虐待防止法」は、「高齢者虐待防止法」の内容とよく似ている。この法律は、日本社会福祉士会が厚生労働省からの委託で行った2009年度障害者保健福祉事業『障害者の権利擁護及び虐待防止に向けた相談支援等のあり方に関する調査研究事業報告書』が基になったと言われている。
- (7) A団体における権利侵害については、下記報告書に記載されている。A団体の名称を伏せ、「A学園」とのみ記すことにした。なお、

本稿で取り上げた内容も、一部脚色した。

『2009年度～2010年度A学園権利擁護委員会報告書』社会福祉法人A学園 2011年3月

- (8) 2012年6月27日に公布された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」第一条の二「…個人としての尊厳…社会参加の機会…選択の機会…日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去…」及び第四十二条「障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、…常に障害者等の立場にたって…」
- (9) 2014年6月13日付朝日新聞2面「不正 成果主義の果て」（理研問題）
- (10) 日本知的障害者福祉協会の行動規範は、下記文献に所収されている。
日本知的障害者福祉協会 人権・倫理委員会編『知的障がいのある方を支援するための行動規範～支援の専門職としての道しるべ～』日本知的障害者福祉協会 2010年
- (11) 障害者基本法の改正（2011年7月制定・同年8月施行）
- (12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（2012年6月制定・2013年4月施行）
- (13) 「基幹相談支援センター」「地域における相談支援の中核的な役割を担う機関」（障害者総合支援法第77条の2第1項）
- (14) 障害者自立支援法（2005年10月制定、2006年4月施行）
- (15) 福祉行政法令研究会『図解入門ビジネス 障害者総合支援法がよ～くわかる本』株式会社 秀和システム 2012年8月1日（29頁）この文献の中で、障害者総合支援法へと流れる五つの特徴が示されている。
- (16) 2012年11月28日厚生労働省主催の「基幹相談支援センター推進フォーラム」において、（当時）全日本手をつなぐ育成会常務理事の田中正博氏が示した「基幹相談支援センターの役割のイメージ」より抜粋。

(立教大学社会福祉研究所 所員)